

鳥取県告示第810号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成20年12月15日	646	鳥取市本町三丁目201	株式会社鳥取銀行産業会館支店	鳥取市本町三丁目201